

平成28年6月定例会 総務委員会委員長報告

33番 野本 靖でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました6件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項等について申し上げます。

初めに、総務部の所管事項について申し上げます。

緑町立体駐車場から市役所庁舎・芸術館への動線について、市では旧第一庁舎解体工事跡地の外構工事の完了に合わせて、信号機と横断歩道の設置を予定しているとのことであります。

については、信号機と横断歩道の設置に合わせ、利用者の安全性及び利便性を確保し、緑町立体駐車場の稼働率の向上を図るため、庁舎とのスムーズな接続も含めてエレベーター付き横断歩道橋の設置に向けた研究を早期に行うよう要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について申し上げます。

本市では、昨年度に長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び長野地域連携中枢都市圏ビジョンが策定され、現在、第五次長野市総合計画の策定が進められているところであります。これらの計画に掲げた施策を実現するため、指標の評価に基づく、PDCAサイクルにより計画を推進していくための体制を整備していくよう要望いたしました。

次に、財政部の所管事項について申し上げます。

先般、教育委員会所管の学校施設、(仮称)長野市第四学校給食センター建設事業に係る平成28年度国庫補助金について事務処理の錯誤により、財源が確保できない状況にあることが判明しております。

については、国庫補助金等を申請する担当課だけでなく、財政課も含めたチェック体制の強化を行うなど、全庁的に再発防止に努めるよう強く要望いたしました。

また、今後の財政見通しについて、新たな市の負担が生ずることになるため、後年度の財政運営に影響が及ぶことのないよう併せて要望いたしました。

次に、市民生活部の所管事項について申し上げます。

地域発きらめき事業及び地域きらめき隊についてであります。

各地区においては、本年4月から、実施主体である住民自治協議会等と地域きらめき隊が連携しながら事業の進捗を図るとともに、年度当初から地域きらめき隊が各種会議に参加するなど地域に溶け込む活動を日々続けており、現時点では取組が始まったばかりの段階であることから、今定例会終了後に改めて調査を行うことといたしました。

次に、消防局の所管事項について申し上げます。

例年、消防団員の技術の向上と発展、士気の高揚に資することを目的として、消防団のポンプ操法・ラッパ吹奏大会が実施されておりますが、本年10月14日には、全国消防操法大会が本市オリンピックスタジアムにおいて開催されるとのこととなります。

長野市消防団の皆様は、日頃から本業を営む傍らで昼夜を問わず、災害の最前線で活動し、地域の消防力の一翼を担っておられますが、消防団員の確保や処遇の改善、装備の充実など、様々な課題を抱えております。

そこで、長野市消防団の現状と課題について、直接意見などを聴く機会を設けるため、消防団本部との懇談会を開催することといたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第5号 安保関連2法の廃止を求める意見書の請願について申し上げます。

なお、本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「この日本社会全体の中で安保関連法を廃止すべ

きだ、あるいは反対だという声は依然として強く、各地で違憲訴訟すら起きてきている。こういう動きをしっかりと受け止め、原点に返って、もう一度市民の声を聞き、国民の声を聞き、長野市議会として民意に応える必要がある。」、「安保法案の成立手続の不備、国民への説明不足、今後増大するであろう自衛隊員のリスク、日本への報復の可能性を考えると、非常に危険極まりない法制であると言わざるを得ない。憲法第9条を改正するというような基本に立ち戻って、もう一度議論をし直すことが必要である。」、「一内閣の独断で解釈を変え、それに基づいて新しい法律を作ってしまうようなことを許さず、立憲主義の原則を堅持することが一番大切なことである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「基本的に平和安全法制の施行には若干まだ問題があるように感じているが、実際に日本をどう守るのか、戦争のない国にするにはどうするのかと考えたときに、やはりこの法律は必要である。」、「現在の内閣法制局長官は、今回の法制は憲法に合致していると述べている。」、「自国防衛のために集団的自衛権の限定的行使を容認したことにより、日米の連携を強化して抑止力を高めることが、国民の命と平和を守ることになる。平和安全法制は戦争を防止するためのものである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第6号 日米地位協定の抜本改定等を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「沖縄県の6万5,000人県民大会で示された深い悲しみと強い怒りを国民として共有し、本土に住む我々が第二の加害者にはならないという意思表示を国へ提出し、その意思をもって国には日米間での協議に臨んでもらうことが喫緊の課題である。」、「英国のジャーナリストによると、沖縄に在住する海兵隊員への研修において、沖縄県民や沖縄のマスメディアに対する不正確な内容による教育が行われていることが明らかにされており、そういった研修を続けている限り、海兵隊員の意識が変わることはない。米軍人等に特権的地位を与えている日米地位協定を変えない限り、これから先も米軍人、軍属等による事件、事故がなくなるということはなく、日本の法律が通用しないという異常事態を正すことは当然のことであ

る。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「沖縄県の現状と地位協定の現実を見ると地位協定の基本的人権を含め見直しは必要とした上で、基本的に、日米地位協定、各国との各種条約は、憲法に基づいて締結されているものである。」、「過日の日米高官による会談では、地位協定内容を検討することに合意するとしており、推移を見守る必要がある。そのことから考えると、表題等にある抜本的改定という文言の抜本という表現には疑問がある。」、「現在、国はこの種の案件は、一般的に弾力運用で行っている現状がある、更に、請願事項の第1項に、完全補償という文言があるが、その完全という表現の内容が明確でない、また請願事項の第3項に、米軍の撤退、大幅な整理という表現が使われているが、国に対しての意見書の内容からして少し行き過ぎている。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。